

# 悪臭防止法に基づく 臭気指数規制の導入について

～良好なかおり環境づくりのために～

悪臭問題に対応するため、横須賀市では、これまで、悪臭防止法に基づき、アンモニアや硫化水素など22物質の物質濃度により規制を行ってきましたが、この方法では、様々なにおいが混ざった複合臭や、規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が困難な状況にありました。

そこで、市では悪臭防止法に基づく規制方法を、「物質濃度規制」から、人間のきゅう覚を用いてにおいの程度を判定する「臭気指数規制」に変更することとし、規制対象地域も市街化区域から市内全域（農業振興地域を除く）に広げることとしました。



横 須 賀 市

## ① 新しい規制基準

### 1 規制対象地域

市内全域（ただし、農地や農業関連施設のための区域である農業振興地域は除かれます。）

### 2 規制対象

規制対象地域内にある全ての工場・事業場

### 3 規制方法

臭気指数による方法（②「臭気指数とは」参照）

### 4 規制基準

#### (1) 敷地境界線上における規制基準（1号基準）

第1種区域 臭気指数10

第2種区域 臭気指数15

#### (2) 気体排出口の規制基準（2号基準）

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度（臭気排出強度とは、排出ガスの臭気指数、流量を基礎に算出される値で、排出口の実高さが15メートル以上の施設に適用される。）

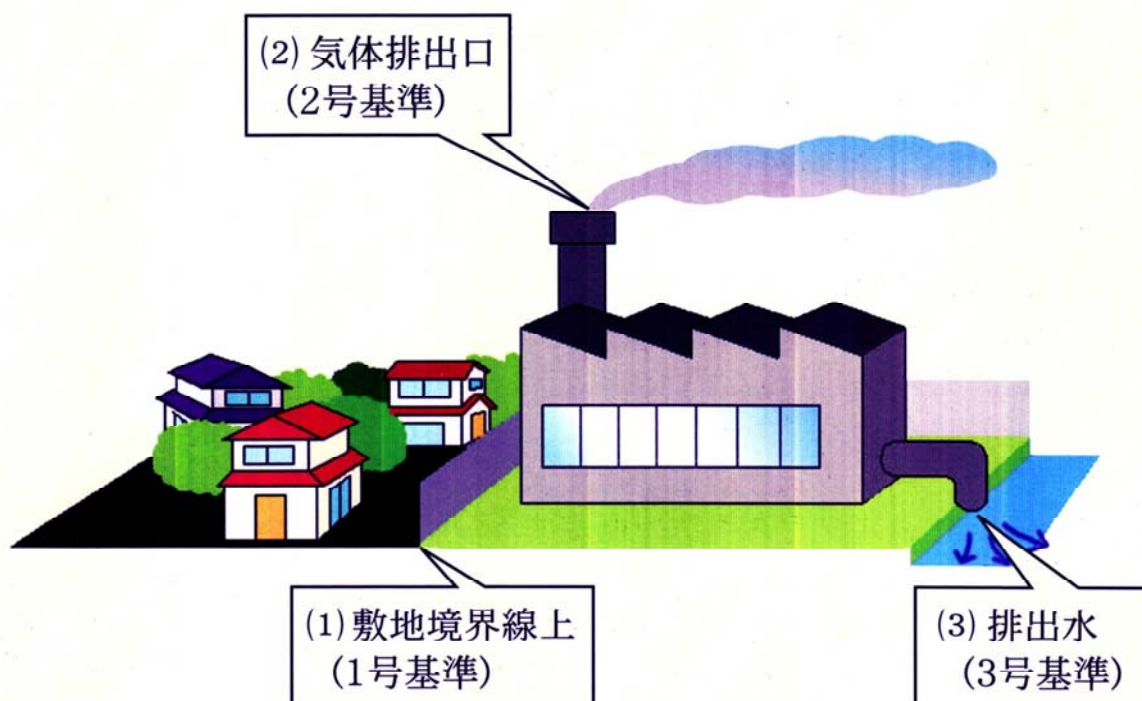
#### (3) 排出水の規制基準（3号基準）

敷地境界の規制基準<sup>プラス</sup>+16

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域

第2種区域：第1種区域以外の区域

## 1号～3号までの規制基準



## 5 施行日

平成16年11月1日

## ② 臭気指数とは

「臭気指数」とは、臭気の強さを表す数値で、においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで無臭空気（水の場合は無臭水）で薄めたときの希釈倍数（臭気濃度）を求め、その常用対数を10倍した数値です。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

例えば、臭気を100倍に希釈したときに、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、臭気濃度は100、その臭気指数は20となります。なお、臭気を30倍に希釈したときの臭気指数は15、臭気を10倍に希釈したときの臭気指数は10となります。

## ○臭気指数規制の長所

臭気指数規制は、次の長所があります。

- ・ 数十万種あると言われていたにおいの物質に対応できる。
- ・ 色々なにおいの混ざり合った複合臭に対して対応できる。
- ・ 住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい。

## ○臭気指数の測定方法

臭気指数を測定する方法は、人間のきゅう覚を用いて悪臭を測定する方法できゅう覚測定法のひとつです。

悪臭防止法に基づく「臭気指数」は、気体については三点比較式臭袋法、排水については三点比較式フラスコ法で測定することとされています。

臭気指数は、工場、事業所の臭気又は水を現場で採取して分析室に持ち帰って測定します。臭気指数を測定する試験は、臭気判定士が6人以上の予めきゅう覚が正常と判断されたきゅう覚試験者（パネル）を統括して実施します。パネルは、適宜調整した3つの袋又はフラスコを嗅ぎ、においの入っている1つの袋（フラスコ）を当てるもので、無臭空気・無臭水で徐々に希釈していき、においの入っている袋（フラスコ）を嗅ぎ分けられなくなるまで行います。



**横須賀市環境部環境保全課**

**電話 046-822-9662 (ダイヤルイン)**

**FAX 046-823-0054**